

産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府大阪市西区立売堀五丁目5番21号
氏 名 新虎興産株式会社
代表取締役 木村 高士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 令和 5年 9月 28日

許可の有効年月日 令和 10年 9月 27日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破碎、油水分離)

(2) 産業廃棄物の種類

破 碎 : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8種類

油水分離 : 廃油 以上1種類

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

破 碎 設置場所 : 山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番31、設置年月日 : 令和5年7月28日
処理能力 : 1.54t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、1.35t/日(8時間)〈紙くず〉、
1.99t/日(8時間)〈木くず〉、0.54t/日(8時間)〈繊維くず〉、
1.47t/日(8時間)〈ゴムくず〉、2.62t/日(8時間)〈金属くず〉、
2.37t/日(8時間)〈ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず〉、
2.82t/日(8時間)〈がれき類〉

油水分離 設置場所 : 山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番31
設置年月日 : 令和5年7月28日、処理能力 : 2.4m³/日(8時間)〈廃油〉

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有